

議員提出議案

意見書(要旨)

第4回定例会では意見書7件を可決し、議長名で関係行政庁へ提出しました。要旨は次のとおりです。

東京都障害者グループホーム等の運営費補助の現行維持及びひとり親家庭総合支援事業等の充実を求める意見書

東京都は福祉施策を見直すとして、障害者グループホーム等の運営費補助率の引き下げが提案された。しかし自立支援法では、退院促進や、自立訓練事業で地域生活への移行を促進している。

またひとり親家庭総合支援事業では、ホームヘルプサービス事業の廃止や補助率の引き下げが提案された。しかし現状ひとり親家庭は増加しており、対策が求められている。よって、東京都障害者グループホーム等の運営費補助の現行維持及びひとり親家庭総合支援事業等の充実を求めるものである。

総務大臣・東京都知事あて

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っているが、地方自治体では財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がる。町田市においても私学助成の削減がなされた。このようないかなる私学を取り巻く厳しい状況の中で、国の私学助成が果たす役割は大きくなっている。よって政府に対し、国の責務と私学的重要性にかんがみ、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持、私学に対する国庫補助金を充実し、私学の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

内閣総理大臣ほか三件あて

高齢者の生活を守る健全な社会保障制度を求める意見書

高齢者等の生命と生活を守るため以下の意見を付します。

一、高齢者の医療機関での窓口負担一割を平成二十一年度も維持すること。一、自立支援医療受給者証・国保受給者証は現状を維持すること。一、高額療養費・介護サービス費の自己負担限度額は、従前の非課税時の負担限度額が維持されるような所得区分に改正すること。一、社保庁の窓口対応においては、経年推移を含む必要な情報を提示すること。一、健全な社会保障制度改革のため、世代を超えた有識者らによる取り組みを早期に開始すること。

内閣総理大臣ほか二件あて

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療の主体的役割を救急医や救急救命士等は担っている。一刻を争う高い専門性を要するため、救急隊が行う応急措置の質の向上を協議するメディカルコントロール(MC)体制の充実、特に医師による直接の指示・助言(オンラインMC)体制の整備が求められている。

よって、以下要望する。一、全国MC協議会連絡会の定期開催と地域MC協議会との連携強化。一、MC協議会への財政措置。一、オンラインMC体制の構築。一、救急救命士教育強化。一、救急活動の症例検討会等の実施。

内閣総理大臣ほか二件あて

身近な地域で安心して安全に出産ができる環境整備を求める意見書

改正医療法第十九条によって、助産所の開設者が嘱託する医師と病院または診療所を定める規定が強化されました。しかし、現実には、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難です。国は規定の実行が困難な助産所について、責任をもつて助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保し、各都道府県の総合周産期母子医療センター、中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの緊急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講じ、地域で安心して出産が出来る環境整備を進めるよう強く要請します。

内閣総理大臣ほか二件あて

揮発油税(ガソリン税)の暫定税率のゼロ凍結を求める意見書

ガソリンや灯油の価格はこれまで類をみない異常な値上がりを示しています。とりわけ、市民生活の必需品にまで影響が及んでいる現状をみると、石油の高騰は異常事態と言わねばなりません。政治はこのことに対して無策であってはならないと思います。これから厳冬期に向かうことを考えると、二〇〇%にもなる暫定税率を国民に還元することが、まず政府が実行しなければならぬ施策だと考えます。国は国民の目線に立つて、揮発油税(ガソリン税)の暫定税率を石油価格が通常価格に安定するまでゼロ凍結をするよう強く要望いたします。

内閣総理大臣ほか五件あて

市議会の活動を知るには

町田市議会の活動を知るには次のような方法があります。

会議の傍聴

傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法です。本会議、委員会とも議事事務局(市役所五階)で傍聴券の交付を受ければ、どなたでも傍聴することが出来ます。傍聴券は、午前八時三〇分から先着順に交付します。

傍聴席の数は、本会議場が八八席、委員会では、第一委員会室・議場ロビーともに三〇席あります。車いす利用・

会議録の閲覧

市議会では、本会議の模様を全部記録してある「町田市議会会議録」を刊行しています。市政情報課(やまびこ)・市内各図書館・市役所一階の市民フロア、議事事務局で閲覧することが出来ます。各委員会については、委員会記録を議事事務局・市政情報課で閲覧できます。

市議会ホームページ

インターネット上に町田市議会のホームページを開いています。議会の会期日程や議案審議

市議会だより

市議会では、市民の皆様にご覧いただくために、「町田市議会だより」を発行しています。年四回開かれる定例会や臨時会の内容を掲載しています。定例会の終了した翌月末を目途に発行しており、新聞折り込みによって配布しています。

このほか、議事事務局、市役所一階の市民フロア、各市民センター、各図書館、郵便局、JA各店などにも置いてありますので、ご自由にお持ちください。

町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する要綱

平成元年12月1日制定
平成2年2月1日改正

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため制定するものである。

記

1. 企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
2. 資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
3. 町内会・自治会、その他市の財政援助団体並びに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
4. 新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
5. 答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年12月1日から適用する。

町田市議会では右記の他に、上記のとおり政治活動における虚礼廃止に関する要綱を定めています。

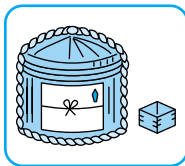
政治家は有権者に寄附を贈らない！

有権者は政治家に寄附を求めない！

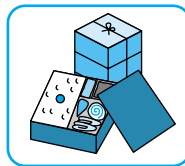
政治家から有権者への寄附は受け取らない！

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

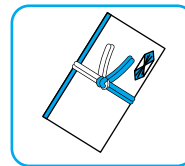
冠婚葬祭や地域イベントなど、こんな時、こんな物も、寄附禁止の対象となります。



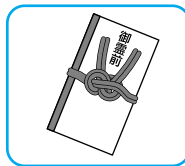
お祭りへの寄附や差入



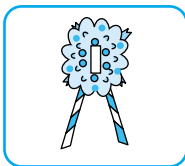
地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入



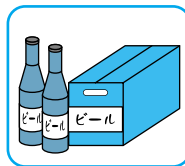
秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典



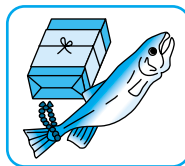
落成式、開店祝の花輪



町内会の集会や旅行などの催物への寸志や差入



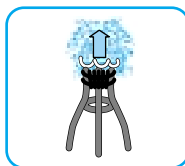
入学祝・卒業祝



お中元やお歳暮



病氣見舞い



葬式の花輪、供花

財団法人明るい選挙推進協会パンフレットより

- 政治家の寄附禁止
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- 政治家の関係団体の寄附の禁止
- 後援団体の寄附の禁止
- 年賀状、寒中見舞状など(電報を含む)の挨拶状の禁止(自筆答礼を除く)
- あいさつを目的とする有料広告の禁止